

# 一般社団法人地域安全学会研究費不正使用防止計画

平成 29 年 1 月 21 日 一般社団法人地域安全学会理事会承認

一般社団法人地域安全学会では、「一般社団法人地域安全学会 研究費の不正使用防止に関する取扱規程」第 5 条により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、一般社団法人地域安全学会研究費不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

## I 運営管理体制

### ①最高管理責任者 : 会長

本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

### ②統括管理責任者 : 総務担当副学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学会全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### ③コンプライアンス推進責任者 : 各企画研究小委員会主査、各受託研究小委員会主査及び特別委員会として外部団体からの受託研究を実施するために設置された特別委員会委員長

委員会等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

## II 不正使用防止計画

### 1. 責任体制

不正発生要因	不正防止計画
時間の経過による責任意識の低下。	「コンプライアンス教育説明会」等における説明会等により各責任者に対し、責任体系の啓発をし、意識の向上を図る。

### 2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境整備

不正発生要因	不正防止計画
・コンプライアンスに対する意思が希薄。 ・不適切な会計処理であっても結果的に研究に使用していれば許されるだろうという認識の甘さ。	・競争的資金等に係る全ての教職員を対象に「コンプライアンス研修会」を実施し、ルール等の周知徹底を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。 ・競争的資金等に係る全ての教職員から、不正を行わない等の記載がある「誓約書」を徴取する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

不正発生要因	不正防止計画
不正発生の要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定していない。	不正発生の要因について機関全体の状況を整理し、具体的な不正防止計画を策定する。

4. 競争的資金等の適正な運営及び管理活動

不正発生要因	不正防止計画
研究費の適正な執行について第三者からのチェックが効くシステムとなっていない。	<p>研究者任せとなることによる不正発生を防止するため、次の事項について周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の執行状況を適時確認し、必要に応じ改善措置を講じること。</li> <li>・ 発注、検収に係る手続きに関すること。</li> <li>・ 特殊な役務の検収についての手続きに関すること。</li> <li>・ 換金性の高い物品は適正に管理すること。</li> <li>・ 研究者の出張の実行状況を事務部門で把握すること。</li> <li>・ 取引業者に不正使用に協力しない等の記載がある誓約書の提出を求めること。</li> <li>・ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。</li> </ul>
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者の選定、発注、検収、支払までを事務局で実施し、研究者と業者との癒着を防止する。</li> <li>・ 保守点検等、特殊な役務の検収については事務局が立ち会いをし、実施確認をする。</li> <li>・ 取引業者に不正使用に協力しない等の記載がある誓約書の提出を求める。</li> <li>・ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を周知する。</li> </ul>
出張事実の確認が不十分であることによるカラ出張や水増し請求。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究者が行う出張について、出張報告書及び旅費の事実を証明する物を提出させる。</li> <li>・ 海外出張の場合は、出張事実について、旅行代理店や関係者等への問い合わせを行う等、確認を強化する。</li> </ul>
研究者発注物品の検収が不十分であることによる品替えや預け金。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者の選定、発注、検収、支払までを事務局で実施する。</li> </ul>
特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収が不十分であることによる、品替えや預け金。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出する事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。</li> <li>・ 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。</li> </ul>

納品物の管理体制が不十分であるために、換金性の高い物品を不正に処分し、その対価を得る。	・競争的資金により換金性の高い物品を取得した際に、物品には管理番号を付すとともに、「品番・型番など物品が特定できる情報」及び「取得日・耐用年数・管理者・管理場所・支出経費などその他管理に必要な情報」をデータ管理し、そのデータを基に、内部監査等のモニタリングの一環として、耐用年数等を考慮の上、定期的に一定割合を抽出して現物確認を行う。
研究と直接関係がないと思われる物品の購入。	・研究者が提出した、競争的資金等の使用願いを確認し、疑義が生じた物品については、研究者に購入目的の確認を行う。

#### 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	不正防止計画
相談を含む「告発窓口」がわかりにくいいため、不正が潜在化する。	相談を含む「告発窓口」を、ホームページで学内外へ公表する。

#### 6. モニタリングの充実

不正発生要因	不正防止計画
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	獲得している全ての競争的資金等について、内部監査を実施する。

### Ⅲ. 不正防止計画の点検・評価

競争的資金等使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価し見直しを図る。

Ⅳ. 適切な運営及び管理諸基礎となる環境整備コンプライアンスに対する意識が希薄であることによる不正を防止するため、定期的に「コンプライアンス研修会」を開催し、研究倫理の啓発の促進に努める。